

児童に関する手当

ひとり親家庭手当・児童扶養手当

●問い合わせ 児童課 内線 1 4 4

ひとり親家庭(母子父子家庭)などの生活の安定と児童の健全育成のため、手当を支給する制度です。受給しようとする方および児童は、日本国内に居住していれば国籍は問いません。手当の概要や支給要件、所得制限については、問い合わせてください。

なお、事実婚(異性の頻繁な訪問や同居、経済的援助など)の場合は、手当の申請はできません。また、受給中の方が事実婚となった場合は、資格喪失や返還などが生じます。

●児童扶養手当の注意

原則、手当の支給開始月の初日から(平成15年4月1日以前から受給している方は、平成15年4月1日から)起算して5年経過すると、受給資格者が父または母の場合、手当の2分の1が支給停止となります。ただし、次の①または②により必要書類を期限内に提出した場合、支給停止が解除されます。該当者には通知しますので、必要書類を児童課へ郵送または持参してください。

※所得の状況や家族の状況などに変化があった場合は、この限りではありません。

①受給している父または母などが次のいずれかに該当する場合

- ・就業している。
- ・求職活動など自立を図るための活動をしている。

	児童扶養手当	愛知県遺児手当	東浦町遺児手当
受給者(申請者)	父、母、養育者(祖父母、おじ、おばなど)		
支給対象児童	死別、離婚などにより父または母と生計を同一にしていない児童および父または母に重度の障がいがある児童		
支給期間	児童が18歳到達年度の末日まで(施行令で定める程度の障がいがある方は20歳未満まで)	児童が18歳到達年度の末日までの最長5年間	児童が18歳到達年度の末日まで
手当月額(平成27年度)	児童1人の場合 全額支給 42,000円 一部支給 9,910～41,990円 児童2人の場合(5,000円加算) 全額支給 47,000円 一部支給 14,910～46,990円 児童3人以上の場合 3人目から児童1人増すごとに3,000円加算	児童1人につき 1～3年目 4,350円 4～5年目 2,175円 6年目以降 0円	児童1人につき 3,500円

- ・身体上または精神上的の障がいがある。
- ・負傷または疾病などにより就業することが困難である。
- ・受給している母などが監護する児童または親族が障がい、負傷、疾病、要介護状態などにあり、介護する必要があるため就業することが困難である。

②児童課に相談し、求職活動などを行った場合

●公的年金給付などと児童扶養手当の併給

平成26年4月に児童扶養手当法が改正されたことに伴い、児童扶養手当と公的年金給付の併給が可能になりました。今まで、児童

または母などが公的年金給付を受けている場合、児童扶養手当は支給されませんでした。平成26年12月1日から公的年金給付などを受けている場合でも、年金などの額が児童扶養手当額を下回る場合には、差額を手当から支払うことができるようになりました。

児童扶養手当の申請を希望する方で、公的年金給付などを受給している場合は、差額計算が必要となるため年金などの受給状況をお知らせください。

※公的年金給付などとは、遺族年金、老齢年金、障害年金、労災年金、遺族補償など各種法令などに基づく年金および遺族補償などのこと

特別児童扶養手当制度

身体・知的発達または精神に障がいがある児童の福祉増進を図るために手当を支給する制度です。受給しようとする方および児童は、日本国内に居住していれば国籍は問いません。受給資格者は、身体・知的発達または精神に中度・重度の障がい(または病状)を有する

20歳未満の児童を監護・養育している方です。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受給できるときや、手当対象外となる施設などへ入所しているときは受給資格はありません。

●手当等級と手帳等級

手当の等級は、身体障害者手帳・

療育手帳などの等級と同じではありません。手帳が交付されていても認定されないことがあります。

1級該当 児童1人につき	月額 51,100円
2級該当 児童1人につき	月額 34,030円

※平成27年4月から